

役員選任に関する規定

第1章 総 則

- 第1条 本規定は、定款第14条役員選任に関する事項の他、役員選任について規定する。
第2条 第1条の目的を達成するために、役員選考委員会(以下委員会という)を設置する。

第2章 役員選考委員会

(役員選考委員ほか)

- 第3条 役員選考委員は、理事長が正会員から任命し理事会にて承認される。
2 委員は、3名以上とし、上限は設けない。
3 委員長は、委員の中から互選とする。
4 委員長は委員会の運営を円滑に遂行するため、事務局員から1名を事務係として任命する。

(役員選考委員会の任期)

- 第4条 委員会は、総会の正会員による新年度役員承認をもって終了する。

(役員選考委員会の任務)

- 第5条 委員会は、次の任務を遂行しなければならない。
(1)委員会は、理事14名以上20名以下を選考する。
(2)委員会は、監事1名以上2名以下を選考する。

第3章 雑 則

- 第6条 全役員選考を遂行するにあたり、本規定に定めのない事項が発生した場合は、委員会に一任する。ただし、理事会にその旨を報告しなければならない。
2 前項の報告を受けた理事会は、その内容の必要性を認識し、必要に応じ規定の改定を行わなくてはならない。
- 第7条 委員会の構成者は、会議の協議内容について、役員選考期間中は無論、退任後においてもみだりに漏らしてはならない。
- 第8条 本規定は透明性を図るため、閲覧およびホームページで開示するものとする。
- 第9条 この規定の変更は、理事会の承認を得なければならない。

以上

附 則

- 平成17年11月23日 制定
平成19年10月26日 改定、即日施行
平成21年2月6日 改定、即日施行
平成24年7月25日 改定、即日施行